

きょういくいいんかい 教育委員会からのお知らせ

いばらきし がっこうきょういく 茨木市の学校教育

いばらきし つぎ たいせつ がっこうきょういく
茨木市では、次のことを大切にして学校教育をすすめています。



1 基礎基本の定着と、自ら考え、判断し、行動する力の育成

こ どもたちが学 習の基礎基本を確実に身につけるため、指導の方法を工夫・改善するな
ど、創意工夫を生かした教育活動をすすめます。

2 地域に開かれた特色ある学校づくり

こ どもたちの実態や地域の実情に応じた、特色ある学校づくりをすすめます。

3 人権を尊重する教育の推進

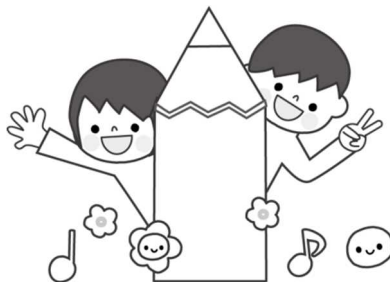
ゆた かな人権感覚をもち、さまざまな人権問題の解決に向けて 自ら行動できる子ども
たちの育成をめざします。

4 学校と家庭・地域の連携による「総合的な教育力」の再構築

がっこう かてい ちいき かたがた こ 学校を核とし、地域の方々と子どもたちの教育のために協働できるよう、学校と
家庭・地域社会の連携をすすめます。

5 教職員の資質向上

がっこうそしき いちいん こせい のうりよく い きょうりよく あ こ どもたちや保護者のみ
なさんに信頼される魅力ある教育活動をすすめます。



給食について

茨木市では、市内全32小学校の児童全員に、パン・米飯、牛乳、おかずの完全給食を実施しています。給食を通して、好ましい人間関係を育て、正しい食生活の大切さを学びます。

- 1 給食の献立は栄養教諭等が作成した原案にもとづき、教頭の代表、給食担当教職員、栄養教諭等、調理員代表で組織された献立作成委員会において決定します。

栄養のバランスはもちろんのこと、旬の食材や時期ごとの行事等にもつわる献立なども、積極的に取り入れています。

- 2 食材については、無添加のものや国内産のもの、有機栽培、特別栽培、非遺伝子組み換えのもの、地場産のものをできるだけ使用しています。

調理については衛生面に配慮し、加熱調理を中心としています。

なお、各学校で開催する給食試食会では、実際に給食を試食していただき、栄養教諭等によるくわしい説明をお聞きいただけます。（感染症の状況により、実施が困難な場合があります。）

- 3 給食は週5回実施しますが、学校行事等のため中止するときもあります。

給食費は1食あたり下記の金額となり、毎月回数に応じて徴収します。

1・2年生…220円 3・4年生…230円 5・6年生…240円

- 4 食物アレルギー児童への対応

食物を原因としたアレルギー児童への対応については、「鶏卵及び卵、乳・乳製品」を基本として除去食を実施しております。該当される児童がおられる場合は、学校へ問い合わせのうえ、除去食の申し出をおこなってください（アレルギー除去食申請書）。

また、パン・米飯や牛乳の飲食を医師から止められている児童には、パン・米飯・牛乳等を止め、代金を減額するなどしておりますので担任まで申し出てください（学校給食費減額申請書）。各々申請には医師の学校生活管理指導表が必要になります。

給食調理には、なたね油のほか、ごま油・オリーブオイル・米油を使うこともあります。デザートについては代替えを用意できることもあります。

加工品等のくわしい内容については担任・栄養教諭等にお尋ねください。

- 5 給食の停止・再開について

学校給食を停止（休日を除く連続3日以上）しようとする場合は、学校給食停止（再開）届を提出してください（けがや病気による長期欠席・転出…平日3日前まで、その他の理由…前月の15日まで）。

また、再開する際は、平日3日前までに学校給食停止（再開）届を提出してください。

なお、給食を停止する手続きをされない場合は、給食費はそのまま徴収されますので、ご注意ください。

- 6 各申請様式や給食費に関する保護者向け冊子（就学時健診の際に配付）、毎月の献立は市のホームページよりダウンロードできます。

その他、給食にかかわることは、各学校にお問い合わせください。

けんこう 健康について



けんこう ＜健康＞

各学校には、健康診断、健康相談、救急措置等を行うため、保健室が設置されています。子ども達が元気に学校生活を送れるよう、お手伝いしています。

- 1 家庭での健康観察を十分にして、異状があれば早めに担任に連絡してください。
- 2 「健康の記録」や「保健だより」等をよくご覧いただき、お子さんの健康状態を把握してください。
- 3 1年生は、身体測定・内科検診・心臓検診・歯科検診・視力検査・耳鼻科検診・眼科検診・聴力検査・尿検査などを実施します。
病気等の疑いがあれば、お子さんが治療勧告用紙を持って帰りますので、できるだけ早く医師に診てもらってください。
- 4 学校でのケガや病気の場合、緊急に保護者に連絡をとり、迎えに来ていただいたり、病院に同行していただいたりする場合があります。学校は、入学時にご提出いただきました「健康調査票」をもとに連絡します。「健康調査票」にご記入いただいた内容に、変更があった場合は、必ず担任にご連絡いただきますとともに、当日、長時間外出予定のときは、お子さんに知らせておいてください。
- 5 学校感染症にかかった場合は、「欠席」ではなく「出席停止」になります。これらの病気にかかったら、学校へ連絡してください。そして、病気が治り、医師の許可が得れば登校してください。（医師の診断書はいりません。）
学校感染症には、インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・風疹・水ぼうそう・プール熱等も含まれます。医師の指示にしたがい、ゆっくり休みましょう。

※1 特にインフルエンザや新型コロナウイルス感染症については、次のことに留意し、ご協力をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症対応については、今後、国からの通知に伴い、変更が生じる場合が想定されます。学校便り等を通じてお知らせしてまいりますので、ご留意ください。

- ① 日頃からバランスのとれた食事・十分な睡眠・検温などの健康管理に努め、また、手洗い、うがい、咳エチケット、3密（密閉・密集・密接）を避けるなどの感染予防対策を行ってください。
- ② 基礎疾患がある児童については、主治医と相談し、ご心配な点がありましたら、学校と十分連携をとってください。
- ③ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症と診断された場合、または濃厚接触者に特定された場合は、学校に報告してください。

※2 親戚にご不幸があったときも、「欠席」ではなく「忌引」になりますので担任に連絡してください。（児童との続柄で、日数が以下のように違います。）

父母…7日以内、兄弟姉妹・祖父母…3日以内、その他の親族…1日以内
（遠隔地に行く必要のある場合には、往復日数が加算されます。）

6 日本スポーツ振興センターについて

- ① 学校管理下で事故が起きたときは、日本スポーツ振興センターから、治療費の一部が支給されます。この「学校管理下」とは、お子さんが登校してから下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・児童会での活動なども含まれます。（治療内容によって対象外となることがあります。）
- ② 医師が診察し、応急処置等が終了したあとで、担任から保護者へ書類をお渡ししますので、医師に必要事項を記入してもらって、担任にご提出ください。
- ③ 給付金の請求は、1か月ごとに行いますので、治療が翌月までかかる場合は、新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- ④ 日本スポーツ振興センターの共済掛け金は、後日徴収させていただきますので、全員の加入をお願いします。（令和4年度は、保護者負担が460円、市負担475円）

あんぜん 安全について

<安全>

最近、子どもに対する誘拐やいたずらが増えています。大阪府警察本部青少年・地域安全室治安対策課では、下記のような注意を呼びかけています。ご家庭でも、お子さんに十分注意するようお声かけください。

誘拐・いたずらから子どもを守りましょう！

- 通学路や自宅周辺の「子ども110番の家」を子どもと一緒に確認しておきましょう。
- 次の『5つの約束』を普段からよく言い聞かせておきましょう。

子どもに伝える5つの約束

- 1 一人で遊びません。
- 2 知らない人についていきません。
- 3 連れて行かれそうになったら、大声を出して大人の人に助けを求めるか、近くの家にも助けを求めます。
- 4 だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言うてから出かけます。
- 5 お友達が連れて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます。



- ① 安全に過ごせる街づくりのために、学校・保護者・地域社会が一体となって取り組むことがますます重要になっています。
- ② 緊急時には、集団下校等を行っておりますのでご協力ください。
- ③ ご自分のお子さんだけでなく、公園・空地・人通りの少ない路地などで、一人遊びをしている子どもを見かけたときは、声をかけて注意してあげてください。
- ④ 近年、全国で水難事故が増加しております。本市でも、過去に悲しい水難事故が起きています。水難事故を繰り返さないために、学校では、過去の市内における水難事故の新聞記事などを使って、注意喚起や指導を行っております。ご家庭でも、河川に近づかないなど、お子さんに十分注意するようお声かけください。
- ⑤ 不審者を見かけたり、子どもに 対する誘拐やいたずらが発生した場合は、まず110番通報をしてください。それから、学校に連絡してください。
- ⑥ 大阪府警察では、市内の犯罪発生情報や防犯情報などをタイムリーにお知らせするアプリ「安まちメール」を運用しています。ぜひご活用ください。



Androidはこちら



iPhoneはこちら

じどうぎやくたい

<児 童 虐 待>

児童虐待防止法第6条には、次のように定められています。

『児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県を設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県を設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。』

虐待は、子どもの心身の安全や成長を脅かすもので、家庭内におけるしつけとは明確に異なります。

子どもの安全確保を第一に考える必要があるため、虐待通告は間違っても許されます。虐待は自分で証明する必要もありません。気になる様子や心配なことがあれば学校や教育委員会又は直接子ども相談室に相談をしてください。学校も気になる情報を把握した場合は通告する義務があります。



ねっちゅうしょうじ こほうし 熱中症事故防止について

- ①茨木市では、運動を伴う学習活動について、暑さ指数を用いた基準を設けており、暑さ指数が31℃を超えた場合、運動を伴う学習活動を中止しています。
- ②熱中症を防ぐためには、水分補給は必要不可欠ですので、水筒は毎日必ず持たせてください。
- ③登下校では、日差しによる暑さを防ぐため、帽子を被ることをご家庭でもご指導ください。
- ④暑さが厳しいときは、登校前にご家庭でもお子さんの体調を確認し、無理をさせず、少しでも不調がある中登校する場合は、事前に学校へご連絡ください。

けいたいでんわ 携帯電話・スマホガイドライン

- 携帯電話・スマホの持ち込みについて
- ①茨木市立小中学校への携帯電話・スマホの持ち込みは原則禁止となっています。
- ②保護者から子どもに携帯電話・スマホを持たせたいと要望がある場合は、学校にご連絡ください。特別な事情（※）と認められる場合に限り、携帯電話・スマホの持ち込みを許可しています。
- ※携帯電話・スマホを緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情がある場合。

がっこうへいこうび でんわ 学校閉校日・メッセージ電話

茨木市では、教職員が長時間勤務により健康を損なうことのないよう、また、子どもたちと向き合う時間の確保と充実を図ることができるよう、教職員の働き方の見直しと学校業務改善の取り組みを進めております。その一環として「学校閉校日」と「メッセージ電話」を下記のとおり設定しておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

①学校閉校日

日程：8月12日～14日

内容：学校閉校日においては、教職員が不在となるので、児童・生徒等の登校を原則禁止します。また、転出入事務や証明書発行などの校務全般を休止します。

②メッセージ電話

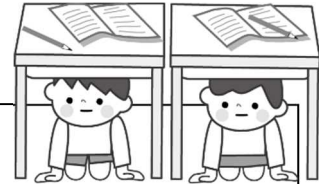
電話対応時間：（平日）8時～18時、（休日・長期休業中）8時半～17時

※上記以外の時間帯に電話を掛けると音声ガイダンス（メッセージ）が流れます。

しぜんさいがいじ そち 自然災害時の措置について

いばらきし じしん はっせい きしやうけいほうとう はっぴようまた はつれい ばあい つぎ さだ
茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表又は発令された場合について、次のように定
めています。

1 じしんはっせいじ そち 地震発生時の措置



しんど じゃくいじよう じしん はっせい ばあい *震度5弱以上の地震が発生した場合

- しぎようまえ はっせい りんじきゅうこう
・始業前に発生 → 臨時休校
- じゅぎようちゅう はっせい じゅぎようちゅうし じようきよう がっこうたいき ほごしや ひ わた
・授業中に発生 → 授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すま
で保護・監督）
- とうこうじ はっせい ばあい げんそくとうこう げこうじ きたく ほごしや かんり
・登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

しんど じゃくみまん じしん はっせい ばあい *震度5弱未満の地震が発生した場合

- がっこうしせつ ひがいじようきよう つうがくろ あんぜんじようきよう りんじきゅうこう そち
・学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をと
るかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ りんじきゅうこう きかん ひがいじようきよう こと がっこう れんらく
臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

2 きしやうけいほうはっぴようじとう そち 気象警報発表時等の措置

いばらきし ぼうふうけいほう とくべつけいほう おおあめ おおゆき ぼうふう ぼうふうせつ はっぴよう ばあいおよび
茨木市に「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合及び
校区内の地域に「避難指示」が発令されている場合は、次の措置をとります。

ごぜん じ じてん ぼうふうけいほう とくべつけいほう おおあめ おおゆき ぼうふう ぼうふうせつ *午前7時の時点で「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」 が発表されている場合及び校区内の地域に「避難指示」が発令されている 場合

- じたくたいき
・自宅待機

ごぜん じ じようきけいほうとう かいじょ ばあい *午前9時までに上記警報等が解除された場合

- かいじょ じてん あんぜん ちゅうい とうこう
・解除された時点で、安全に注意しながら登校（給食はあります）

ごぜん じ じようきけいほうとう かいじょ ばあい *午前9時に上記警報等が解除されていない場合

- りんじきゅうこう
・臨時休校

とうこうご じようきけいほうとう はっぴようまた はつれい ばあい げんそく じてん げこう *登校後に上記警報等が発表又は発令された場合は、原則としてその時点で下校。

とうこうじ はっぴようまた はつれい ばあい げんそくとうこう げこうじ きたく ほごしや かんり *登校時に発表又は発令された場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

つうがく しょう がっこう かくがっこう じぜん はいふ ぶんしよ
通学にバスを使用している学校もありますので、くわしくは各学校が事前に配付する文書
を保存し、指示にしたがってください。

いばらきしがいい てんこう 茨木市外への転校について

市役所本館1階市民課で住民票の転出の手続きをしていただき、その際に転学の「通知書」を受けとってください。この通知書を現在通学している学校に提出し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとってください。

学校で受けとった書類は、転出先の市町村で住民票の転入の届出をしたあと、転入学する学校に提出してください。（転出することがわかった時点で、現在通学している学校と次に通学する学校の両校に事前に連絡してください。）

なお、市民課への住民票の転出の届出は、引っ越し予定日の14日前から受け付けています。

いばらきしない てんこう 茨木市内での転校について

茨木市内で住所を変更される場合は、転居先の住所の校区の学校に転校していただきます。

転居の日と新住所がわかった時点で、現在通学している学校と、次に通学する学校に連絡してください。転居の日の1か月前になりましたら、学務課で手続きをし、転入学の「通知書」を受けとり、通学している学校に提出してください。通学している学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとり、次に通学する学校（転校先）に提出してください。

同じ校区内での転居の場合は、転居後、すみやかに市民課に「転居届」を提出し、転居の「通知書」を受けとり、学校に連絡してください。

※ 市民課への転居届の提出は、引っ越しが完了した日から14日以内におこなってください。

くいきがいしゅうがく 区域外就学について

茨木市教育委員会では現住所により入学する学校を指定しており、校区外の学校への入学は認められません。しかし、学期途中で転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、一定期間、校区外からの通学（区域外就学）が認められることがあります。はじめに保護者から学校長に相談していただき、その後、学務課へ申請してください。

くわしくは、在籍される小学校の校長または学務課（電話 072-620-1684）にお問い合わせください。

就学援助制度について

茨木市では、小学校や中学校への就学に必要な費用の一部を援助しています。

1 援助を受けることができる方（次の①、②の両方に該当する方）

- ① 茨木市の市立小学校、中学校に在籍する児童生徒の保護者の方
- ② 前年中の一世帯あたりの所得総額が、基準額以下である方（世帯の人数により異なります）

【参考】

令和4年度の申請の場合、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの一世帯あたりの所得総額が、下の表の基準額以下の方

- ・ 給与所得者の所得は、支払い額ではなく、給与所得控除後の金額となります。
- ・ 世帯全員の所得の合計額で審査します。

世帯の 人数	認定所得基準額	
	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円

【備考】6人以上の世帯は、1人増すごとに5人世帯の認定所得基準額に455,400円を加算する。
給与所得または、公的年金等所得がある方は、総所得金額から10万円（上限）を差し引いた金額を所得金額とする。

※令和5年度の内容につきましては、入学式で配付する文書をご確認ください。

※借家世帯の所得基準の適用を希望される方は、賃貸契約書のコピーなど借家にお住まいであることが証明できる書類の提出が必要です。

※令和5年1月1日時点で茨木市外にお住まいの方は、所得証明書などの所得額がわかる書類のコピーが必要です。

2 援助の対象となる費目

学用品費等、校外活動費（宿泊を伴うもの）、中学校入学準備金（6年生のみ）、学校給食費、修学旅行費、体育実技用具費（中学生）、卒業アルバム代（小学6年生・中学3年生のみ）、日本スポーツ振興センター掛金、学校病（※）の治療費

※生活保護の教育扶助を受けている方は、修学旅行費と学校病の治療費のみが対象となります。

※認定を受けたお子さんが、学校病で医療機関を受診される場合、医療券と健康保険証を医療機関に提出すれば、医療費が援助されます。医療券の発行を希望される場合は、学校へ申し出てください。

学校病とは、次のとおりです。下記以外では、医療券は使用できません。

- ① トラコーマ、結膜炎（アレルギー性結膜炎を除く）、② 白せん、かいせん、のうか疹、
- ③ 中耳炎、④ 慢性副鼻腔炎（アレルギー性副鼻腔炎を除く）、⑤ アデノイド、⑥ う歯（むし歯）（健康保険の適用をうける治療は、すべて可）、⑦ 寄生虫病（虫卵保有を含む）

3 申請先 …… 学校に申請します。

くわしくは、在籍される小学校または学務課学事係（電話 620-1684）にお問い合わせください。〔医療券については学務課保健給食係（電話 620-1681）〕

4 小学校入学準備金について（令和4年11月1日～令和5年2月28日まで申請受付）

令和5年2月1日時点で茨木市にお住まいの、小学校入学予定者の保護者に対し、申請内容を審査のうえ、小学校入学準備金を支給します（令和4年度就学援助制度と同様の所得制限等あり）。小学校入学準備金が認定になられた方でも、入学時に小学校からお配りする「令和5年度就学援助制度」を希望される場合は、再度申請が必要です。くわしくは、学務課学事係またはごきょうだい（兄・姉）がお通いの茨木市立小学校にお問い合わせください。

がくどうほいく 学童保育について

しょうがっこう ざいせき おも ねんせい ねんせい じどう たいしょう じどう ほうかご けんぜん
小 学 校 に 在 籍 す る 主 に 1 年 生 か ら 3 年 生 ま で の 児 童 を 対 象 と し、 児 童 の 放 課 後 の 健 全 な
い く せ い は か も く て き
育 成 を 図 る こ と を 目 的 と し て い ま す。

1 入 室 資 格

- ① しょうがっこう ざいせき ねんせい ねんせい じどう たいしょう
小 学 校 に 在 籍 す る 1 年 生 か ら 3 年 生 ま で の 児 童 を 対 象 と し て い ま す。 た だ し 3
ねんせい けいぞく にゅうしつ しえんがっきゅうまた とくべつしえんがっこう ほごしや そうげい
年 生 か ら 継 続 し て 入 室 し て い る 支 援 学 級 又 は 特 別 支 援 学 校 (保 護 者 に よ る 送 迎 が
ひつよう ざいせき じどう ねんせい じどう
必 要 で す) に 在 籍 す る 児 童 に あ っ て は 6 年 生 ま で の 児 童 で あ る こ と と し ま す。
- ② じゅぎょう しゅうりょうご ご ご じ ごろ ほごしや しゅうろうまた しつべいとう りゅう かてい
授 業 の 終 了 後 か ら 午 後 5 時 頃 ま で 保 護 者 が 就 労 又 は 疾 病 等 の 理 由 に よ り、 家 庭 に
ふざい じょうたい げつかん にちじょう げつじようけいぞく じどう
不 在 で あ る 状 態 が 月 間 15 日 以 上 で、 3 か 月 以 上 継 続 す る 児 童 で あ る こ と と し ま す。
- ③ いくじきゅうぎょうちゅう まえ ①・② の 要 件 を 満 た し て い て も う け い れ る こ と が 困 難
はんたん ばあいまた とくべつ じじょう のぞ むしよく どうきょうにん さいみまん さいたく
で あ る と 判 断 さ れ る 場 合 又 は 特 別 な 事 情 を 除 い て 無 職 の 同 居 人 (70 歳 未 満) が 在 宅 さ
かてい じどう にゅうしつ
れ て い る 家 庭 の 児 童 は、 入 室 す る こ と が で き ま せ ん。

2 開 室 時 間

- ① がっこう じゅぎょう ひ じどう ほうかご ご ご じ きぼう かた ほごしや
学 校 の 授 業 の あ る 日 は、 児 童 の 放 課 後 か ら 午 後 5 時 ま で。 た だ し、 希 望 す る 方 で 保 護 者
とう むか
等 の 迎 え が あ れ ば 午 後 7 時 ま で 延 長 し ま す。
- ② がっこう きゅうぎょうび どうようび なつ ふゆ しゅんき ちようききゅうぎょうび がっこうぎょうじふりかえきゅうじつ そうりつ
学 校 の 休 業 日 (土 曜 日、 夏 ・ 冬 ・ 春 季 の 長 期 休 業 日、 学 校 行 事 振 替 休 日、 創 立
きねんび ごぜん じ かふん ご ご じ きぼう かた ほごしやとう むか
記 念 日 な ど) は、 午 前 8 時 15 分 か ら 午 後 5 時 ま で。 た だ し 希 望 す る 方 で 保 護 者 等 の 迎 え が
あ れ ば 午 後 7 時 ま で 延 長 し ま す。

3 利 用 料 (月 額)

- ① 基本利用料 (月～金) 最大 8, 000 円、 (月～土) 最大 9, 600 円
 - ② 時間延長利用分 (月～金) 3, 000 円、 (月～土) 3, 600 円
- ※ 条 件 に よ り 利 用 料 の 減 額 制 度 が あ り ま す。

4 閉 室 日

- ① にちようび こくみん しゅくじつ しゅくじつ ふりかえきゅうじつ
日 曜 日 ・ 国 民 の 祝 日 ・ 祝 日 の 振 替 休 日
- ② がつ にち がつ にち にちようび ばあい がつ にち がつ にち
3 月 31 日 (3 月 31 日 が 日 曜 日 の 場 合 は 3 月 30 日) ③ 12 月 29 日 ～ 1 月 3 日

5 申 請 書 等 配 布 令和 4 年 10 月 11 日 より

- ① がいいどう こう がくどうほいくしつ へいじつ ご ご じ ご ご じ
該 当 す る 30 校 の 学 童 保 育 室 …… 平 日 の 午 後 1 時 ～ 午 後 6 時
どようび ごぜん じ ふん じ
土 曜 日 の 午 前 8 時 15 分 ～ 午 後 5 時
- ② がくどうほいくか しやくしよみなみかん かい ばんまどぐち へいじつ ごぜん じ ふん ご ご じ ふん
学 童 保 育 課 (市 役 所 南 館 3 階 23 番 窓 口) …… 平 日 の 午 前 8 時 45 分 ～ 午 後 5 時 15 分
- ③ し
市 ホーム ページ か ら ダウ ン ロード も 可 能
- ④ しな い しりつ わたくしりつほいくしよ えん にんてい えん かいしよ えん じかんちゅう
市 内 の 市 立 ・ 私 立 保 育 所 (園) ・ 認 定 こ ど も 園 …… 開 所 (園) 時 間 中

6 申 請 受 付

- ① れいわ ねんどいつせいうけつけ
令 和 5 年 度 一 斉 受 付
(ア) ゆうそう しんせい
郵 送 に よ る 申 請
きかん れいわ ねん がつ にち がつ にちひつちやく
期 間 令 和 4 年 11 月 1 日 ～ 12 月 7 日 必 着
そうふさき いばらきしえきまえさんちようめ ばん ごう
送 付 先 〒567-8505 茨 木 市 駅 前 三 丁 目 8 番 13 号 こ ど も 育 成 部 学 童 保 育 課
まどぐちしんせい よやくせい
(イ) 窓 口 申 請 (予 約 制)



場所 ばしょ こども育成部学童保育課（市役所南館 3階23番窓口）
期間 きかん 令和4年12月1日～7日（ただし、4日は除く）
れいわ ねん がつ にち にち のぞ
午前9時30分～午後7時（ただし、12月7日は午後5時15分まで）
ごぜん じ ぶん ご ご じ ふん
予約方法 よやくほうほう ホームページから予約希望日の2日前までにご予約ください。
よやくきぼう び にちまえ よやく

② 随時受付

（ア）郵送による申請

期間 令和4年12月8日～

送付先 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 こども育成部学童保育課

（イ）窓口申請（予約制ではありません）

場所 こども育成部学童保育課（市役所南館 3階23番窓口）

期間 令和4年12月8日～ 午前8時45分～午後5時15分（閉庁日を除く）

7 夏季休業期間預かり事業について

夏休みだけの学童保育を実施します。通年ではなく、夏休みだけ利用を希望される方は、12月以降、ホームページでご案内いたしますので、ご覧ください。

くわしくは、学童保育課（電話 072-620-1801）にお問い合わせください。

ほうかごこ きょうしつ 放課後子ども教室について

茨木市では、小学校の余裕教室などを活用し、放課後などの子どもたちの安全で安心な居場所を設ける事業を実施することにより、子どもの体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを推進することを目的とし、市内32全小学校区で、各校区実行委員会に委託し、地域ボランティアの方々にご協力いただき、放課後子ども教室を実施しています。

1 対象者

対象となる子どもは、当該小学校区に在住する小学校1年生から6年生までの児童です。

2 実施日と実施時間

各校区実行委員会で決めています。（校区によって異なります。）

3 実施場所

小学校の余裕教室などを活動拠点とし、運動場や体育館、その他校区内の施設を利用して実施します。

4 費用

無料ですが、講座などで実費が必要な場合があります。また、校区によりましては、登録時に傷害保険料が必要となります。

5 申込受付

校区実行委員会で受け付けをしますが、校区によりまして受付方法や受付時期などが異なりますので、各校区実行委員会から出される案内などをご覧ください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 072-622-5180、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

かいかつどう こども会活動について

こども会とは、一定の地域に居住する子どもたちが遊びを中心とする異年齢の集団活動を通じて、創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び自ら考えることのできる「生きる力」を身につけることをねらいとした、地域で子どもを育てるための自主的な組織です。こども会に入会し、地域の友だちと楽しみながら様々な体験をしてみませんか。入会は、各地域のこども会育成会長に申し出てください。各こども会の連絡先は社会教育振興課までお問い合わせください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 072-622-5180、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

じぎょう ファミリー・サポート・センター事業について

いばらきファミリー・サポート・センターにおいて、会員登録したものと、地域で子育てを助け合う事業を実施しています。育児の援助をしたい方（援助会員）と、援助を受けた方（依頼会員）が相互に援助します。例として、学校行事・通院・買い物等外出の際の一時預かり、子どもの習い事の送迎などです。「説明・登録会」で入会を受付けます。

（援助・両方会員は別途講習を受講のこと）

* 病児・病後児（平熱より1度以上高い時）のサポートはできません。

くわしくは、「いばらきファミリー・サポート・センター」（電話 072-620-7101、東中条町2-13 合同庁舎4階）にお問い合わせください。

しえんきょういく 支援教育について

お子さんの発達に関して、保護者の気づきや専門家による助言などで、心配や悩みがありましたら、まずは学級担任又は支援教育コーディネーターにご相談ください。

お子さんの保護者と学校、専門機関が連携しながら、お子さんの状態について実態把握をし、適切な指導及び支援について考えていきます。

また、必要に応じて、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、お子さんにかかわる情報、長期的な教育的支援の目標や内容、短期的な指導目標・内容・方法について学校と保護者が共通理解しながら、指導支援をすすめていきます。

個別の指導等が必要な場合は、『通級指導教室』や『支援学級』で特別の教育課程を学ぶこともできます。

『通級指導教室』『支援学級』への入級に関しては、まずは学級担任又は支援教育コーディネーターにご相談ください。通級又は支援学級入級について、お子さん・保護者・学校がていねいな話し合いや検討を十分に重ねた上で決定します。



きょういく かん そうだん 教育に関する相談について

お子さんの教育に関することは、まず学校に相談してください。必要に応じて、学校から相談機関を紹介しします。学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも次のような教育相談窓口があります。

茨木市では、不登校やいじめ、対人・交友関係、集団に馴染みにくいなど、子どもが抱えている「こころの悩み」や、発達に関する相談を行っています。

かいせつばしょ
開設場所

いばらきしきょういく
茨木市教育センター

(いばらきししみんそうごう
(茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)内)

	たいしやう 対象	そうだんないやう 相談内容	でんわ ほんごう 電話番号
きょういくそうだん 教育相談 ようよく *要予約	しな 市内 しょう ちゅうがくせい 小・中学生と ほごしや その保護者	ふとうこう たいじんかんけい なや べんきやう 不登校、対人関係の悩み、勉強に ついていきにくい、集団行動や コミュニケーションが苦手など の悩みに関する個別相談。	072-626-4407 * ネットから申込み可能 【インターネットより】 https://logoform.jp/f/Ti0Ii 
でんわ そうだん 電話相談	しな いざいじゅうしや 市内在住者	きょういく かん ぜんぱんてき そうだん 教育に関する全般的な相談 (でんわ きょういくそうだん (電話 教育 相談)) いじめに かん なや 関する悩みに ついての相談 (「いじめ」ホッと電話相談)	でんわ きょういくそうだん 電話 教育 相談 072-625-7830 「いじめ」ホッと でんわ そうだん 電話相談 072-627-5511 おとなよう 0120-147970 こどもよう

くわしくは、教育センター(電話 072-626-4407)にお問い合わせください。
教育センター以外の相談機関も後ろのページに紹介していますので、ご覧ください。



ふとうこうじどうせいとしえんしつ 不登校児童生徒支援室「ふれあいルーム」について

茨木市では、心理的又は情緒的原因等によって、登校できない状況にある子どもたちに対して、教育相談、個別活動・集団活動を通して、学校復帰・社会的自立のための支援を行っています。

1 開設場所

茨木市教育センター
(茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)内)

2 コース

- ①訪問コース・・・大学院生が家庭を訪問し、一緒に活動します。
- ②オンラインコース・・・オンライン上で担当者と一緒に活動します。
- ③体験学習コース・・・向陽台高等学校の講座に参加します。
- ④通室コース・・・週4日教室に通い、時間割に沿って活動します。

3 申込方法

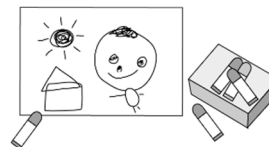
保護者から教育センター(電話 072-626-4407)にお問い合わせください。

*ネットから申込み可能 【インターネットより】

<https://logoform.jp/form/2Qoq/57626>



た きょういくそうだんきかん その他の教育相談機関



そうだん きかん 相談 機関	ない よう 内 容	かいせつじかん 開設時間	れんらくさき 連絡先
おおさかふきょういく 大阪府教育センター すこやかきょういくそうだん すこやか教育相談	いじめ、ふとうこう セクシュアル・ハラスメント こそだ 子育て、しつけ	(げつ)～(きん) 9:30 ～17:30 しゅくじつ ねんまつねんしやす 祝 日・年末年始休 み	☆ こどもからのそうだん すこやかホットライン 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp ☆ ほごしやからのそうだん さわやかホットライン 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
おおさかふすいた 大阪府吹田 こ 子育て 子ども家庭センター	ふとうこうかていはいりよく 不登校家庭内暴力 たいじんかんけい ふあん 対人関係の不安 いえで がいはく ぬす 家出・外泊・盗み しょう しょう 障 がいのある児童の よういく せいめいしどう 養育や生活指導 ぎやくたい しょういくこんなん 虐 待・養育困難	(げつ)～(きん) 9:00 ～17:45 しゅくじつ ねんまつねんしやす 祝 日・年末年始休 み	06-6389-3526
ローズWAM (だんじよきょうせい 男女共生センター)	かてい しごと い かた 家庭、仕事、生き方など、 さまざま なや 様々な悩みについての そうだん 相談	(じよせい) (女性) (げつ)～(ど) (月)～(土) 10:00～16:00 か よう ひおよ しゅくじつ 火曜日及び祝 日 ねんまつねんしやす ・年末年始休み (だんせい) (男性) だい 第3・4 (水) しゅくじつ ばあいへんこう 祝 日の場合変更あ り	(じよせい) (女性) ☆ でんわそうだん 電話相談 072-621-0892 ☆ めんせつそうだん よやくせい 面接相談(予約制) 072-620-9920 (だんせい) (男性) ☆ でんわそうだん 電話相談 072-620-9920
いばらき 茨木 しょうねん 少年サポートセンター	しょうねん ひ こうもんたい 少年の非行問題につ いてのそうだん た なお 相談と立ち直り しえん 支援	(げつ)～(きん) (月)～(金) 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつねんしやす 祝 日・年末年始休 み	072-625-6677
そうだんしつ こども相談室	① こそだ そうだん 子育て相談 じどうぎやくたいそうだん ② 児童虐待相談 ・ つうこく 通告	① (げつ)～(きん) (月)～(金) 10:00 ～16:00 しゅくじつ ねんまつねんし 祝 日・年末年始 やす 休み ② (げつ)～(きん) (月)～(金) 9:00 ～17:00 しゅくじつ ねんまつねんし 祝 日・年末年始 やす 休み	① こそだ そうだん でんわ 子育て相談電話 めんせつそうだん よやくせい 面接相談(予約制) 072-624-0961 ② じどうぎやくたいそうだん 児童虐待相談 つうこく でんわ ・通告電話 072-624-8951